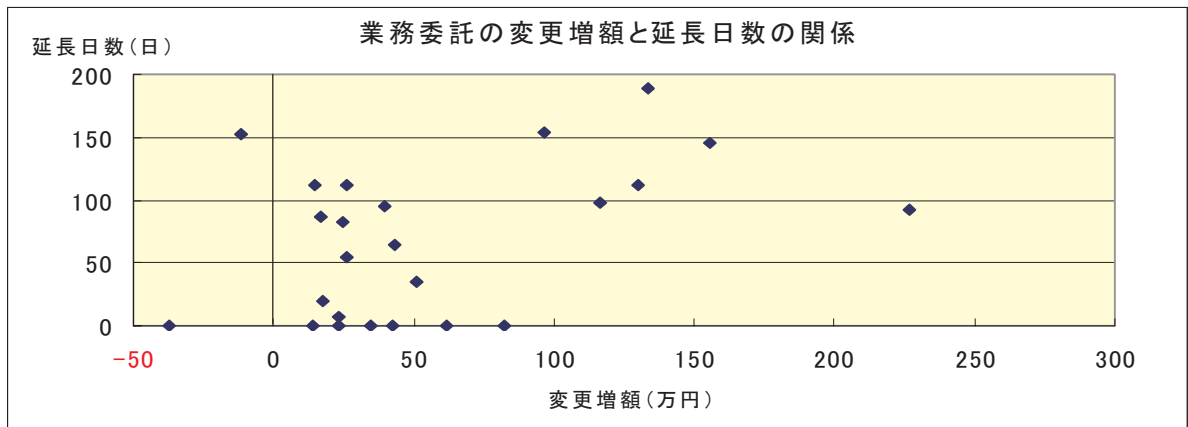


### オ 業務委託の変更増額と履行期間延長日数

業務委託でも、比較的小さい変更増額にもかかわらず3か月を超える履行期間の延長が行われている箇所が見られました。



## 7 総括

建設工事には不確定な条件を前提に発注せざるを得ない制約があるため、予期し得ない設計変更が発生することは避けられないと考えますが、これに伴う契約変更手続きは適時・適切に行う必要があり、この時の取扱いについては、以下のとおり行われているところです。

- ・ 一式工事については、明示した当該設計条件又は施工方法を変更した場合のほか、原則として、契約変更の対象としない。
- ・ 変更見込金額が請負代金額の30%を超える工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き、原則として、別途の契約とするものとする。
- ・ 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末に行うことをもって足りることとする。

今回の監査では、これらの観点から見て、明確な違反等に該当する事例はありませんでしたが、今後も下記の点に更に留意し、透明性、公平性のある契約が行われるよう努めてください。

- (1) 工事等の発注に当たっては、事前の計画・調査及び検討を慎重に行い、又は関係機関との協議を十分行うことなどにより、みだりに設計変更が生じないようにすること。
- (2) 変更見込金額が請負代金額の30%を超える恐れのある工事内容の変更が生じた場合には、請負人選定委員会を活用することなどにより、変更契約を行うか別発注とするかの意思決定を予め明確にすること。
- (3) 軽微なものを除く設計変更を行う場合は、契約変更を遅滞なく行うとともに、工期延長日数の算定や契約保証の内容変更を適切に行うこと。
- (4) 不確定な現場条件等が存在する場合は、受注者とのトラブルを未然に防止するため、施工条件明示書に適切に明示すること。
- (5) 工法変更等を行う場合は、幅広い意見を取り入れるため技術検討委員会等を積極的に活用するとともに、次の発注に活かすための原因究明及びフィードバックを適切に行うこと。
- (6) 職員による収賄・詐欺事件が発生した反省に立ち、変更契約を悪用した不正行為の防止を徹底すること。

## 第5 監査委員の意見

地方自治法第199条第10項の規定により、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は次のとおりです。なお、今回の監査実施期間に監査を行った内容に基づき、第1回定期監査報告の対象機関に対して、改めて意見を述べているものもあります。

また、監査を実施した機関における取組のなかで推奨事例と考えられる事項についても意見を述べていますので、今後の事務処理の参考にしてください。

### 1 各部局に共通する意見

監 査 委 員 の 意 見	
1	<p><b>試験研究機関、保健所等の設備の計画的な更新</b></p> <p>本年度、環境保全研究所、工業技術総合センター、保健所、工業高校などへ実地監査に赴き、設置されている設備・機械類を視察しましたが、更新が十分に進んでいない面が見られました。</p> <p>環境保全研究所や保健所については県民生活に直結する機関であり、また工業技術総合センターや工業高校などは本県の産業振興や人材育成に資する機関でありますので、施策を推進するためにも設備等が計画的に更新されるよう望みます。</p> <p>なお、先端的な検査機器等は技術進歩が著しいため、できるだけリース契約により導入することも検討してください。</p> <p>先端機器を購入した場合、その保守点検は、特殊なものという理由で1者随意契約になることが多く見られます。購入費用と保守点検費用を合わせた額と、リース料の額を比較し、トータルコストがより低くなるように工夫してください。</p>
2	<p><b>事業資金貸付金のあり方</b></p> <p>農業改良資金や林業・木材産業改善資金等の事業資金の貸付金については、県が事業者へ直接貸付を行う直貸方式及び金融機関を介して事業者へ貸付を行う転貸方式があります。</p> <p>直貸方式は、県が直接貸付けていることから、債権管理に十分なノウハウが必要です。このような貸付金については、専門家による債権管理を行う方がより効率的であると考えられますので、金融機関を介した転貸方式とすることについて検討してください。</p>
3	<p><b>旅費の適正な執行</b></p> <p>現地機関における県外への出張において、出張人数が妥当といえないなどの事例がありました。</p> <p>出張の必要性と出張人数を精査する、宿泊を伴う場合等には復命書を必ず取るなど、旅費については一層厳格な執行を期するとともにその透明性を確保し、県民の批判や誤解を受けることがないようにしてください。</p>

#### 4 物品の適正管理

現地機関に監査に赴いたところ、老朽化し使用していない備品を多数保有している事例や、物品に関する帳票の整理が適切でない事例が見受けられました。

備品については、改めて確認作業を行い活用状況を把握し、不要なものは処分することなども含め、適正管理に努めてください。

なお、県立病院に勤務する職員が、病棟で管理している睡眠剤を持ち出し自身で服用していたという事案がありました。これは、病棟常備薬の定期的な確認の際、数量が不足していることがわかったものです。医薬品類については、一層の管理体制の強化が望まれます。

#### 5 事務処理の合理化等の推奨事例

(1) 県警本部の機関共通で、予算執行についてはすべての節の執行に係る伺いを「予算執行伺」という統一様式で処理していました。物品購入伺の様式に類似したのですが、起案用紙甲で伺う場合に比べて必要事項を漏れなく伺うことができ書類の整理にも適していると感じました。

(2) 北信保健所において、産業廃棄物収集運搬処分やレントゲンフィルム購入にかかる単価契約において、種別ごとに単価を決定する旨見積依頼書で通知していました。これにより総価による決定方法よりさらに安価での契約が可能となると考えられます。

(3) 諏訪清陵高等学校において、内部事務システムでの旅費の確定精算において備考欄に復命事項を記載しており、システムを有効活用していました。

(4) 長野合同庁舎から排出する不要な古紙類（雑誌、新聞紙、ダンボール、機密性のないコピー紙等）については、県庁管財課と合同で業者に売払いをしており、年間5万円ほどの収入になっています。

## 2 部局ごとの意見

次の事項については、担当機関としての方針について回答を求めました（推奨事例を除く）。

部局等	監査委員の意見	所管課所
総務部	<p>自動車税納税促進のためのタイヤロックの活用</p> <p>諏訪地方事務所税務課では、平成18年度に4台の自動車差押及びタイヤロック実行例があり、差し押さえた高所作業車1台を公売に付しました。</p> <p>自動車税は滞納件数が多く、滞納整理に多くの時間と費用を費やさざるを得ませんので、他の地方事務所においてもタイヤロックを積極的に活用するなど、滞納整理を効率的に行ってください。</p>	税務課

部局等	監査委員の意見	所管課所
衛生部	<p>1 長野保健所千曲支所の移転の検討</p> <p>長野保健所千曲支所（職員定数3名）の事務室は旧更埴保健所庁舎を利用し業務を執行していますが、建設も古く、単独庁舎のため、この維持管理に多額の経費を要しています。現地機関の再編に合わせ、建設事務所等が入居する千曲庁舎等への移転を検討してください。</p>	<p>長野保健所</p> <p>医療政策課</p>
	<p>2 エイズ・性感染症予防対策の強化</p> <p>本県の人口10万人当たりのエイズ患者・HIV感染者の届出数（平成16～18年の3か年の平均）は、全国で3番目に多くなっています。保健所の相談検査体制は強化されていますが、エイズ・性感染症の感染予防のための正しい知識の普及啓発や早期検査が重要であり、総合的な予防対策を推進してください。</p>	<p>健康づくり</p> <p>支援課</p>

部局等	監査委員の意見	所管課所
生活環境部	<p>1 特別会計の経理</p> <p>千曲川流域下水道建設事務所は、特別会計の流域下水道事業を行っていますが、配置されている職員の人件費は、一般会計と特別会計それぞれで負担されています。また、南俣庁舎には当該事務所のみが入居していますが、庁舎の維持管理費は一般会計で経理されています。</p> <p>このため、特別会計としての適正な経理を行うよう求めます。</p>	<p>千曲川流域 下水道建設 事務所</p> <p>生活排水対 策課</p>
	<p>2 消費生活センターの施設の有効活用</p> <p>消費生活センター（県内4か所）では、かつては食品検査等のために専門職員が配置されテスト業務を実施していましたが、現在、当該業務は外部機関を紹介するなどして対応しています。検査機器類や作業実験台等は使用されていませんが、これらの機器類等が処分されていないために、商品テスト室を相談室に転用するなどの有効活用が図れない状況が見られました。</p> <p>機器類については、不要なものは処分することも含め適正管理に努めるとともに、施設の改修についても検討し、その有効活用を図ってください。</p>	<p>消費生活セ ンター</p> <p>生活文化課</p>

部局等	監査委員の意見	所管課所
商工部	<p>生産品の取扱い</p> <p>生産品（杏ジャム、ブルーベリージャム、味噌、醤油豆）は、生産数量が少ないため職員等に限定して売払っていましたが、センターの公開イベントがあればそのときに売り出すなど、一般の人も購入できるオープンな取扱いを検討してください。</p>	<p>工業技術総 合センター 食品技術部 門</p>

部局等	監査委員の意見	所管課所
農政部	<p>1 者随意契約の見直し</p> <p>県営中山間総合整備事業（換地設計業務委託）において、換地業務と一体不可分であるという理由で、地区界等測量業務や設計業務も含めて長野県土地改良事業団体連合会と1者随契を行っていた事例がありましたが、できるだけ測量や設計については、分割して民間へ発注することなどを検討してください。</p>	<p>農地整備課</p>

部局等	監査委員の意見	所管課所
土木部	<p>1 道路建設事業の計画的な執行</p> <p>道路建設においては、用地買収ができないために工事着手できない場合がある一方、用地買収が完了した後は、事業の見直しや中止をすることは事実上困難です。</p> <p>財政的な理由などにより事業計画期間が長期化している現在、道路用地買収後に交通事情が変化したり、計画の見直しが行われることも考えられますので、用地買収は事業の必要性や計画熟度を十分に考慮して着手してください。</p> <p>また、市街地の道路整備では、建設費に占める用地費の割合が高くなりますが、様々な権利関係が錯綜し、買収交渉が困難な場合も考えられます。このため、用地と工事の担当部門の連携を密にして、場合によっては、事業計画期間を延長することも含め、事業が円滑に執行できるよう検討してください。</p>	土木部及び農政部の道路整備担当課所
	<p>2 工事等の推奨事例(1)</p> <p>「国補広域基幹河川改修工事(一)松川」は、流路を安定させるための帯工や低水護岸工を大規模に実施するもので、そのうち5工区については総合評価落札方式に取り組んでいました。</p> <p>その結果、当該5工区の平均工事成績は79.6点で、通常方式で発注した他の3工区の平均点より約8点高く、良好な結果となりました。</p> <p>また、当該工事では残土流用計画を立案し、掘削土と盛土の箇所間流用を行うとともに、全体として余剰となった約11,000m<sup>3</sup>の土砂について砂利採取業者が掘削を行い約238万円の採取料収入を県にもたらすなど、経済的な取組が行われていました。</p>	須坂建設事務所
	<p>3 工事等の推奨事例(2)</p> <p>「県単都市公園事業・松本平広域公園・松本市今井(1)」は、公園内で発生した草や伐採木を有効活用するために堆肥化施設を建設するもので、短期間で臭いの少ない堆肥を指定管理者が製造できるように給排水設備やブロワ等を備えるなどの工夫が見られ、廃棄物の抑制にも大きな効果を上げていました。</p> <p>また、この施設の設計は、委託費をかけずに、他の公園で経験のあった担当職員が図面を取り寄せ、規模を縮小して自ら設計し直したもので優れた取組が行われていました。</p>	松本建設事務所



部局等	監査委員の意見	所管課所
	<p>4 工事等の推奨事例(3)</p> <p>「平成18年度地方道路交付金工事(一)有明大町線 大町市観音橋(2)」は、技術提案付き受注希望型競争入札(入札時VE方式)により旧橋撤去工事を実施したもので、県が想定した工法・積算に基づく予定価格7,013万円に対し、大幅なコスト削減提案をした業者が3,827万円(54.6%)で落札・施工していました。</p> <p>入札時VE方式は、入札時に技術提案を募集し、審査により一定の基準を満たした者のうち最低価格者を落札者とするもので、本件のような民間企業の自由な技術提案を受けやすい工事に適した入札方式です。</p> <p>この事例のように、発注機関の請負人等選定委員会では、多様な入札方式から案件毎の特性に応じた方式を選定することが求められており、本件は、優れた取組の1つと考えられます。</p>	大町建設事務所
	<p>5 工事等の推奨事例(4)</p> <p>木曾建設事務所において、木曾川水系の浸水想定区域図を作成する資料とするための航空レーザー測定の委託業務の発注にあたり、同様の業務を国の現地機関が天竜川水系で発注済みであったことから、同業者と同時期に契約しました(1者随意契約、契約額5,407,500円)。</p> <p>これにより、航空機の運行やレーザー測量を同時に実施することが可能となり、単独で実施した場合の見込額(約1,170万円)に比べ大幅なコストの削減が図られました。</p> <p>なお、本業務については、河川課で調整を行ない伊那建設事務所においても同様に発注されていました。</p>	<p>木曾建設事務所</p> <p>伊那建設事務所</p> <p>河川課</p>

部局等	監査委員の意見	所管課所
住宅部	<p>1 耐震改修の着実な実施</p> <p>住宅・建築物耐震改修促進事業（旧すまいの安全「とうかい」防止対策事業）は、地震による既存建物の倒壊から県民の生命及び財産を保護し、被災時の膨大な災害復旧費用の軽減を図るため、住宅や避難施設となる建築物などの耐震診断・耐震補強を進めるとともに、住宅における家具等の転倒防止器具を支給する地震被害軽減対策を実施するものです。</p> <p>平成27年度までに既存木造住宅の耐震化率を9割に引き上げることを目標としており、そのためには県全体で40,300戸の耐震改修（補強）が必要となります。このうち補助事業により1万戸の補強を行う計画ですが、平成18年度までの実施戸数は332戸となっています。</p> <p>住宅・建築物の耐震化の向上には、所有者の取組が重要ですが、情報提供や助成制度の実施、技術者の育成などにより、着実な推進を図ってください。</p>	建築管理課
	<p>2 建築確認申請手続厳格化に伴う遅れ解消</p> <p>構造計算書偽装問題の再発防止を図るため、建築確認・検査の厳格化を柱とする建築基準法の一部改正が行われ、平成19年6月20日に施行されましたが、改正内容について、設計者・建築確認審査担当者等の関係者が熟知していないこと等により、建築確認等の手続きが大幅に遅延しました。</p> <p>本年度の住宅着工件数は大幅に減少しており、県民経済にも大きな影響を与えていますが、この手続きの遅れも一因と考えられています。</p> <p>住宅部では、建築確認手続きの円滑化等に関する説明会の開催、長野県建築確認円滑化対策連絡協議会の設置、建築確認申請支援センターの開設等により積極的な取組を行っていますが、さらに建築確認手続き等について幅広く周知し、一層の円滑化を図ってください。</p>	



部局等	監査委員の意見	所管課所
教 育 委 員 会	<p>1 自家用車の公務使用</p> <p>自家用車の公務使用については、「職員自家用車の公務使用取扱要綱」による場合に限り、例外的に自家用車の公務使用を命ずることができるものとされているところですが、高等学校現場においては、公共交通機関の利用が適切と思われる出張についても、自家用車使用による命令が出されている場合が見受けられます。</p> <p>「一般職の職員の旅費に関する条例」第7条では、「旅費は、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合により計算する。」こととされており、この場合、「経済的かつ合理的の判断」は、所属長が行うこととなっていますが、命令を出すに当たっては、「旅行命令の取扱いについて」（平成14年高校教育課長通知）の趣旨を踏まえ、真に経済的かつ合理的な経路及び方法であるか精査した上で行うとともに、安易に自家用車使用を認めることなく、公務に支障の生じない範囲で、JR、高速バス等の公共交通機関の利用を徹底するよう指導してください。</p>	高校教育課
	<p>2 総合教育センターの運営</p> <p>総合教育センターは、本県教育の充実を図るため、教職員の研修及び生徒の実習、教育に関する研究・調査、教育相談などを行っており、敷地内に研修者のための宿泊棟（定員100名）があります。宿泊対象となる講座自体が減少しており、教員以外の利用者を確保するため、自治研修所の初任者研修や生徒の学習合宿など利用の拡大に努めていますが、定員を考慮した稼働率は18年度18%で決して高くありません。</p> <p>宿泊棟の有効利用について、一層検討する必要があると思われます。</p>	総合教育センター 教学指導課

(別表)

## 監査実施機関一覧

普通会計

ア 実地監査

監査実施機関	監査年月日
諏訪保健所	平成19年10月17日
岡谷東高等学校	平成19年10月17日
福祉大学校	平成19年10月17日
花田養護学校	平成19年10月17日
諏訪地方事務所	平成19年10月18日
諏訪福祉事務所	平成19年10月18日
諏訪農業改良普及センター	平成19年10月18日
安曇養護学校	平成19年10月25日
姫川砂防事務所	平成19年10月25日
松本建設事務所	平成19年10月25日
須坂建設事務所	平成19年11月21日
林業大学校	平成19年11月22日
水産試験場	平成19年11月29日
水産試験場諏訪支場	平成19年11月29日
水産試験場佐久支場	平成19年11月29日
工業技術総合センター	平成19年11月29日
工業技術総合センター精密・電子技術部門	平成19年11月29日
工業技術総合センター情報技術部門	平成19年11月29日
工業技術総合センター食品技術部門	平成19年11月29日
土尻川砂防事務所	平成19年11月29日
松本教育事務所	平成19年11月29日
佐久保健所	平成19年12月4日
佐久警察署	平成19年12月4日
長野建設事務所	平成19年12月4日
伊那家畜保健衛生所	平成19年12月5日
西駒郷地域生活支援センター	平成19年12月5日
松本消費生活センター	平成20年1月16日
明科高等学校	平成20年1月16日
佐久建設事務所	平成20年1月22日

イ 書面監査

監査実施機関	監査年月日
上小地方事務所	平成20年1月23日
小県福祉事務所	平成20年1月23日
上伊那地方事務所	平成20年1月23日
上伊那福祉事務所	平成20年1月23日
木曾地方事務所	平成20年1月23日
木曾福祉事務所	平成20年1月23日
長野地方事務所	平成20年1月23日
長野福祉事務所	平成20年1月23日
男女共同参画センター	平成20年1月23日

自治研修所	平成20年1月23日
東京事務所	平成20年1月23日
信濃学園	平成20年1月23日
総合リハビリテーションセンター	平成20年1月23日
飯田児童相談所	平成20年1月23日
諏訪児童相談所	平成20年1月23日
波田学院	平成20年1月23日
諏訪湖健康学園	平成20年1月23日
南信労政事務所	平成20年1月23日
北信労政事務所	平成20年1月23日
伊那保健所	平成20年1月23日
木曾保健所	平成20年1月23日
長野保健所	平成20年1月23日
看護大学	平成20年1月23日
公衆衛生専門学校	平成20年1月23日
木曾看護専門学校	平成20年1月23日
飯田食肉衛生検査所	平成20年1月23日
松本食肉衛生検査所	平成20年1月23日
千曲川流域下水道建設事務所	平成20年1月23日
長野消費生活センター	平成20年1月23日
上田消費生活センター	平成20年1月23日
長野技術専門学校	平成20年1月23日
松本技術専門学校	平成20年1月23日
伊那技術専門学校	平成20年1月23日
上松技術専門学校	平成20年1月23日
若年者就業サポートセンター	平成20年1月23日
農業大学校	平成20年1月23日
病虫害防除所	平成20年1月23日
上小農業改良普及センター	平成20年1月23日
上伊那農業改良普及センター	平成20年1月23日
木曾農業改良普及センター	平成20年1月23日
長野農業改良普及センター	平成20年1月23日
農業総合試験場	平成20年1月23日
農事試験場	平成20年1月23日
果樹試験場	平成20年1月23日
畜産試験場	平成20年1月23日
南信農業試験場	平成20年1月23日
佐久家畜保健衛生所	平成20年1月23日
飯田家畜保健衛生所	平成20年1月23日
長野家畜保健衛生所	平成20年1月23日
林業総合センター	平成20年1月23日
南佐久建設事務所	平成20年1月23日
諏訪建設事務所	平成20年1月23日
伊那建設事務所	平成20年1月23日
木曾建設事務所	平成20年1月23日

安曇野建設事務所	平成20年1月23日	辰野高等学校	平成20年1月23日
大町建設事務所	平成20年1月23日	箕輪工業高等学校	平成20年1月23日
佐久高速道事務所	平成20年1月23日	上伊那農業高等学校	平成20年1月23日
南信会計センター	平成20年1月23日	高遠高等学校	平成20年1月23日
北信会計センター	平成20年1月23日	伊那北高等学校	平成20年1月23日
伊那教育事務所	平成20年1月23日	伊那弥生ヶ丘高等学校	平成20年1月23日
長野教育事務所	平成20年1月23日	赤穂高等学校	平成20年1月23日
総合教育センター	平成20年1月23日	駒ヶ根工業高等学校	平成20年1月23日
松川青年の家	平成20年1月23日	松川高等学校	平成20年1月23日
須坂青年の家	平成20年1月23日	飯田高等学校	平成20年1月23日
望月少年自然の家	平成20年1月23日	飯田風越高等学校	平成20年1月23日
山岳総合センター	平成20年1月23日	下伊那農業高等学校	平成20年1月23日
中野高等学校	平成20年1月23日	蘇南高等学校	平成20年1月23日
中野西高等学校	平成20年1月23日	木曽高等学校	平成20年1月23日
須坂商業高等学校	平成20年1月23日	木曽山林高等学校	平成20年1月23日
須坂高等学校	平成20年1月23日	塩尻志学館高等学校	平成20年1月23日
須坂園芸高等学校	平成20年1月23日	田川高等学校	平成20年1月23日
長野吉田高等学校	平成20年1月23日	松本工業高等学校	平成20年1月23日
長野西高等学校	平成20年1月23日	松本県ヶ丘高等学校	平成20年1月23日
長野商業高等学校	平成20年1月23日	松本美須ヶ丘高等学校	平成20年1月23日
長野東高等学校	平成20年1月23日	松本深志高等学校	平成20年1月23日
長野工業高等学校	平成20年1月23日	松本蟻ヶ崎高等学校	平成20年1月23日
中条高等学校	平成20年1月23日	松本筑摩高等学校	平成20年1月23日
犀峽高等学校	平成20年1月23日	南安曇農業高等学校	平成20年1月23日
篠ノ井高等学校	平成20年1月23日	穂高商業高等学校	平成20年1月23日
更級農業高等学校	平成20年1月23日	池田工業高等学校	平成20年1月23日
坂城高等学校	平成20年1月23日	大町高等学校	平成20年1月23日
上田千曲高等学校	平成20年1月23日	白馬高等学校	平成20年1月23日
上田染谷丘高等学校	平成20年1月23日	松本盲学校	平成20年1月23日
丸子修学館高等学校	平成20年1月23日	長野ろう学校	平成20年1月23日
蓼科高等学校	平成20年1月23日	松本ろう学校	平成20年1月23日
望月高等学校	平成20年1月23日	長野養護学校	平成20年1月23日
小諸商業高等学校	平成20年1月23日	伊那養護学校	平成20年1月23日
軽井沢高等学校	平成20年1月23日	松本養護学校	平成20年1月23日
北佐久農業高等学校	平成20年1月23日	諏訪養護学校	平成20年1月23日
野沢北高等学校	平成20年1月23日	稲荷山養護学校	平成20年1月23日
臼田高等学校	平成20年1月23日	若槻養護学校	平成20年1月23日
小海高等学校	平成20年1月23日	木曽養護学校	平成20年1月23日
富士見高等学校	平成20年1月23日	長野中央警察署	平成20年1月23日
茅野高等学校	平成20年1月23日	中野警察署	平成20年1月23日
諏訪実業高等学校	平成20年1月23日	長野南警察署	平成20年1月23日
諏訪清陵高等学校	平成20年1月23日	上田警察署	平成20年1月23日
諏訪二葉高等学校	平成20年1月23日	丸子警察署	平成20年1月23日
下諏訪向陽高等学校	平成20年1月23日	望月警察署	平成20年1月23日
岡谷南高等学校	平成20年1月23日	軽井沢警察署	平成20年1月23日

南佐久警察署	平成20年1月23日
茅野警察署	平成20年1月23日
諏訪警察署	平成20年1月23日
伊那警察署	平成20年1月23日
駒ヶ根警察署	平成20年1月23日
阿南警察署	平成20年1月23日
木曾警察署	平成20年1月23日
松本警察署	平成20年1月23日
大町警察署	平成20年1月23日
鑑識課	平成20年1月23日
科学捜査研究所	平成20年1月23日
高速道路交通警察隊	平成20年1月23日
機動隊	平成20年1月23日

監査委員事務局

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年2月25日

長野県松本空港管理事務所長 松林 憲治

### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務  
松本空港消防警備業務委託
- (2) 役務の特質  
松本空港内の消防及び警備業務
- (3) 履行期間  
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
- (4) 履行場所  
松本市大字空港東8909  
長野県松本空港
- (5) 入札方法  
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参

加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による長野県公安委員会の認定を受けている者又は同法第9条の規定による届出書の提出を同公安委員会に行った者であること。
- (5) 警備業法第40条の規定による機械警備業務に係る届出書の提出を行った者であること。
- (6) 過去に官公庁、企業等における延床面積3,000㎡以上の施設の常駐警備において、同種の業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- (7) 空港における消防警備上の事故に対して、十分な補償能力を有する者であること。
- (8) 空港における消防警備業務について、仕様書に記載する知識及び技術的要件を満たし、かつ十分に遂行できる人員及び能力を有する者であること。

### 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

松本市大字空港東8909

長野県松本空港管理事務所

電話 0263 (58) 2517

### 4 入札手続等

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成20年3月13日 午前10時  
イ 場所 やまびこドーム 第1会議室
  - (3) 郵便入札の可否  
郵便による入札は、受け付けません。
  - (4) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年3月6日（木）午後5時までに上記3の場所に提出して下さい。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
  - (5) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
  - (6) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条に該当する場合は、納付する必要はありません。
  - (7) 入札の無効  
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
  - (8) 契約書作成の要否  
必要とします。
  - (9) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- ### 5 その他
- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する